

# 個人情報の取り扱いについて Q&A

## Q1 何が変わったの？

★個人情報保護法が **PTA等の団体にも適用**になりました。  
平成27年9月に改正個人情報保護法が成立。  
**平成29年5月30日に全面施行**されました。

★個人情報保護法の目的 第1条抜粋  
「個人の権利利益を保護することを目的とする。」とされています。  
つまり、個人情報の売買や盗用する行為から守ることであり個人を守ることです。

★第三者提供の制限（第23条）で第1条を守るために第三者への提供の方法が定められています。  
補足：自治会（町内会）や同窓会等も該当、子ども会も該当します。

## Q2 そもそも個人情報って？

★おさらいしましょう  
個人情報とは、特定の個人を識別できるものをさします。氏名・住所・電話番号・メールアドレス・年齢・役職・写真等、子どもの氏名やクラスも該当し、他の情報と組み合わせることで個人を特定できるものも含まれます。

## Q3 誤って個人情報が流出したらどうなるの？

★誤って個人情報を流出させてしまうと損害賠償に至るケースがあります。

★実際に全国でも訴訟に至り損害賠償請求をされたケースも報告されています  
例：2017/ 大学データベースへサイバー攻撃。69,549名の情報漏洩  
例：2018/ 教育委員会へ不正アクセス。47,839件の教育関係者個人情報漏洩  
例：2018/ 大学へフィッシングメール。5,794件の個人情報漏洩

★万が一流出させてしまった場合に備えた損害賠償保険もありますのでご活用ください。  
(問い合わせ先:仙台市PTA協議会 HP 個人情報保護法関連(2) 個人情報保護法チェックリストに掲載)

## Q4

### 個人情報ってどんなことで流出するだろう？

例1：会員から受け取った個人情報が記載された用紙（USB等）をどこに置いたかわからなくなった。

★大切なデータですので、受け取ったら決められた場所へ保管しましょう。（職員室やPTA室の鍵付ロッカー等）

例2：会員の友人だと名乗る方へ良かれと思い渡してしまった。

★本人の同意なしに情報を提供してはいけません。

例3：個人情報データをメールに添付し、関係のない人へ誤送信してしまった。

★宛先をよく確認するとともに、添付データはパスワードを設定すると良いでしょう。

★メールの一斉送信は注意が必要です。メールアドレスが全員に知れ渡ります。ショートメール一斉送信も電話番号の流出につながりますので、気を付けましょう。

メール送信は面倒でも数回に分ける、もしくは他者から見えないようにBccで送るなど配慮しましょう。

## Q5

### 個人情報取り扱いはどんなことに気をつけたらいいの？

★管理者・提供者が共有のしっかりとしたルールを作成することが大切です。

情報収集の仕方から管理、処理までの年間の流れを具体的に決めておくことでしっかり行えます。

また、個人情報（書面・データ）収集の際は、できる限り他人の経由を少なくしましょう。

★情報収集及び取扱い責任者を決めておくといいでしょう。

PTA会長・副会長・事務長など限られた方が望ましいでしょう。

例えば、保護者役員は担当副会長・学校側は教頭先生など・・・

## Q6

### 学校から個人情報の提供は受けられる？

★PTAと学校は別組織ですので、学校が取得した情報を無断でPTAに提供することは許されません。必要な際はPTAが独自で取得するか、または学校から本人に対してPTAへ情報提供することの同意の確認が必要になります。

## Q7

### 個人情報（会員名簿等）の管理はどうしたらいいの？

★学校に協力をお願いし、基本的には厳重に保管することが可能な職員室が良いでしょう。

★施錠できるPTA室の鍵付ロッカーも良いでしょう。

ただし、鍵の取り扱いに注意が必要です。

鍵の保管者（PTA会長・担当副会長・事務長など）を定めましょう。

最後に、

法をきちんと守ることはもちろん大切ですが、

まずは、関わる方々が『会員皆さんの大切な情報を扱っている』という意識が一番の対応策です。

みんなが笑顔で子どもたちのためのPTA活動ができるように、

モラルとルールを守る大人になりましょう！

※なお、仙台市PTA協議会ホームページに「個人情報取扱規則」のサンプルが掲載されていますので、ご活用ください。